

日中語の非強制使役文と周辺の使役文の対照¹

A Contrastive Study of Permissive and Peripheral Causative Constructions in Japanese and Chinese

趙 蓉 俊 子
ZHAO Rongjunzi

This paper provides a contrastive analysis of causative constructions in Japanese and Chinese according to the intentionality of the causer and causee. The investigation shows differences in the syntactic and semantic features of typical causative constructions, permissive causative constructions, and peripheral causative constructions. In conclusion, Chinese causative sentences do not imply the realization of the action by the causee, contrary to Japanese causative sentences. The clearest difference between Japanese and Chinese is shown in peripheral causative constructions. Chinese does not use causative expressions for situations that Japanese peripheral causative constructions describe. Time adverbs also highlight differences between the two languages. Japanese allows two types of interpretation: a certain time point at which the action starts or when the action is completed. However, in Chinese, the only possible interpretation is that the action should be performed before a certain time point.

キーワード： 意志性、非強制使役文、周辺の使役文、副詞的成分

Keywords: Intentionality, Permissive causative, Peripheral causative, Adverbial phrase

0 はじめに

現代日本語には、例文 (1) の非使役文と例文 (2) の使役文がある。非使役文の (1) では、動作主である「娘」が主語となり、述語動詞「読む」がそのまま使われる。一方、使役文の (2) では、動作主は主語の「私」ではなく、「娘」である。使役者の「私」が主語として加わる。さらに、述語動詞の語幹に「-(s)ase-ru」という接辞が付くというかたちで使役文を表す。

¹ 本稿は、第 84 回新潟大学言語研究会(NULC84)における口頭発表の内容に加筆したものである。

- (1) 娘はテキストを読んだ。
 (2) 私は娘にテキストを読ませた。

本稿では、例文 (1) のように、ある出来事を述べる文を非使役文と呼び、目的語の「テキスト」を動作対象と呼ぶ。使役文とは、使役動詞²を述語動詞とする文であり、対応する非使役文に含まれていない人や物事を主語(使役者)にし、被使役者(非使役文の主語)に何らかの影響を与えることを表す。なお、使役文は意味的に、使役者の立場から出来事を成立させることを述べた文である。

日本語と同様に、現代中国語にも (3) の非使役文と (4) の使役文がある。非使役文とは、動作主が格標識を伴わずに主語の位置に立ち、使役動詞“叫”“让”“使”“令”などが現れない文である。一方、使役文は例文 (4) のように、“叫”という使役動詞を用い、対応する非使役文の (3) に含まれていない人や物事を主語(使役者)にする文である。

- (3) 小刘 打扫 了 房间。
 (劉さん 掃除する 了1 部屋)
 「劉さんが部屋を掃除した」

- (4) 我 叫 小刘 打扫 房间。
 (1SG CAUS 劉さん 掃除する 部屋)
 「私は劉さんに部屋を掃除させた」

本稿では日中語の使役文の種類を明らかにしたうえで、構文レベルにおいて形式的・意味的な観点から、日中両言語の非強制使役文と周縁的使役文の相違点を考察する。

本稿は以下のように構成され、まず1節では、日中語の使役文に関する先行研究と問題点を検討する。2節では日中語の使役文の相違点と分類に焦点を定める。さらに3節、4節では、それぞれ日中語の非強制使役文や周縁的使役文の形式と意味機能の相違点に着目する。最後に、5節において日中両言語の非強制使役文と周縁的使役文を対照することで、本稿の内容をまとめる。

² 鷲尾 (1997: 61-97) により、「殺す、割る、切る」のような他動詞は、動作対象に働きかけてその変化を引き起こすという語彙的な意味を持つものを「使役動詞」と呼ぶと指摘している。しかしながら、本稿では、日本語における述語動詞の語幹に「-(s)ase-ru」という接尾辞を付加する動詞を使役動詞と呼ぶ。

1 使役文に関する先行研究と問題点

本節では、日本語と中国語の使役文に関する先行研究を概観し、問題点を提出する。従来の日本語の使役文研究においては、主に使役文の類型を巡って議論されてきた。例えば、早津 (2015)、日本語記述文法研究会 (2009)、村木 (1991)、青木 (1995) などがある。

早津 (2015: 146-148) では、使役文の文法的意味を「つかいだて(他者利用)の使役」と「みちびき(他者誘導)の使役」に分けると述べている。早津 (2015: 148) は、「つかいだての使役」とは、「使役主体が、自分自身がある状態を享受したいという目的や意図をもち、しかしそのために必要な動作を自身が行うのではなく、それを実現させるにふさわしいとみなす他者(=動作主体)を利用してそれを実現させる」としている。なお、早津 (2015: 148) により、「みちびきの使役」とは、「使役主体が、他者(=動作主体)がある状態を享受するようにみちびきたいという目的や意図をもち、その状態をもたらすのにふさわしい動作を動作主体に行わせる。使役主体が動作主体を利用するわけではない」と主張している。

- | | |
|--------------------|------------------|
| (5) 業者に引越し荷物を運ばせる。 | (つかいだて(他者利用)の使役) |
| (6) 子供に牛乳を飲ませる。 | (みちびき(他者誘導)の使役) |
| | (早津 2015: 147) |

なお、日本語記述文法研究会 (2009: 257-270) は意味の観点から使役文を分類して、使役文は、使役者が間接的に事態の成立に関わるもの(能動的使役文と受容的使役文)、直接的に事態の成立に関わるもの(原因的使役文と他動的使役文)、事態の成立には積極的に関わらないもの(有責的使役文)の 3 つのタイプがあると指摘している。本稿では、日本語記述文法研究会 (2009) の意味的分類に従い、形式的な観点からも日中語の使役文の相違点を明らかにするものである。

- | | |
|------------------------|----------|
| (7) 警察官が男を止ませた。 | (能動的使役文) |
| (8) 申請者を全員入国させた。 | (受容的使役文) |
| (9) 鈴木の突然の来訪がみんなを驚かせた。 | (原因的使役文) |
| (10) 私は車を走らせた。 | (他動的使役文) |
| (11) 私は飼い犬を死なせた。 | (有責的使役文) |

(日本語記述文法研究会 2009: 261)

村木 (1991: 181) では、使役文の使役者と被使役者の意志性のありなしによって文法的な意味がちがってくると指摘し、(12) は「使役」と呼び、使役者の意志性がつよい場合を表す。(13) は「許容」であり、被使役者の意志性がつよい場合を示す。そして、(14) は「な

りゆき」で、使役者・被使役者がともに意志性を欠く場合を表すと述べている。

- (12) 部長が部下をそばにこさせた。 (村木 1991: 181)
 (13) 母親は息子をおそくまであそばせた。 (村木 1991: 181)
 (14) 母親は息子を交通事故でしなせた。 (村木 1991: 181)

青木 (1995: 114) では、「使役とは、ある者が他者に対して、他者自らの意志において或いは主体性をもってその動作を行うようにしむけること(この場合の他者とは有情物に限らない。非情物の持つ動作実現能力・本性は、有情物の意志・主体性と同様にみなし得る)と定義し、[中略]とすると使役は、しむけられた他者即ち「させられ手=動作のなし手」の意志と、しむける者即ち「させ手」の意志との関係で成り立つと言える」と指摘している。青木 (1995: 115) によれば、使役文を以下の3種類に分けられる。第1に、例文 (15) のように、「させ手」の意志が「なし手」の意志に反して強い場合、或いは「させ手」の意志が「なし手」の意志を上まわって強い場合。強制的な意味となる。第2に、例文 (16) のように、「させ手」の意志が「なし手」の意志に反しない場合。許可助成の意味が生ずる。「…てやる」「…てもらう」の語を添えれば許可の意が一層明らかとなる。第3に、例文 (17) のように、「させ手」には積極的な意志がなく「なし手」の行為(この行為には意志的な場合と無意志的な場合とがある)を妨げない場合。放任の意味が生ずると述べる。

- (15) 遊びたがる子供を風呂に入らせる (青木 1995: 115)
 (16) しばらくここに隠れさせてもらう (青木 1995: 115)
 (17) 早くも悪に染まらせてしまった (青木 1995: 115)

本稿では、村木 (1991) と青木 (1995) の分類に基づき、使役者と被使役者の意志性によって、使役文を典型的使役文、非強制使役文と周縁的使役文に分ける。

中国語の兼語文と使役文のかかわりに関して、木村 (2012: 190) では、狭義の兼語文とは、“ XV_1YV_2 ”のかたちをとり、〈人物 X が、人物 Y に行為 V_2 を遂行させる目的で Y に働きかける(V_1 する)〉という事態を述べる構文であると述べている。例えば、例文 (19) のように、“小王”「王さん」は使役動詞“叫”の目的語でもあり、後ろの“去扫地”「地面を掃きに行く」の小主語でもある。このように、 V_1 の目的語と V_2 の主語を兼ねた語は「兼語」である。また、“叫小王去扫地”は兼語フレーズであり、兼語フレーズが述語動詞³になっ

³ 蕭橋 (2010: 136-137) では、兼語文で V_1 になれる述語動詞は単音節動詞“帮”「手助ける」、 “逼”「強要する」、 “差”「派遣する」、 “催”「急かす」、 “带”「連れる」、 “调”「まわす」、 “劝”「勧める」、 “派”「差し向ける」、 “求”「頼む」と二音節動詞“拜托”「お願いする」、 “促使”「仕向ける」、 “动员”「動

た文は兼語文という。本稿では、(18) の形式のように、中国語の使役動詞“叫”“让”“请”“使(得)”“令”がV₁になった兼語文を使役文と呼ぶ。

(18) 人物 X+V₁ “叫、让、请、使” + 人物 Y+V₂ (+動作対象)

(19) 我 叫 小王 去 扫 地。

(1SG CAUS 王さん 行く 掃く 地)

「私は王さんに掃除を行かせた」

意味の観点から、木村 (2003: 65-67) では、中国語の使役文を「指示使役文と放任使役文」、「誘発使役文」と「執行使役文」に分ける。指示使役文とは、前置詞“叫”を用いて X⁴が Y に動作・行為(P)を遂行させようとしむける事態を述べる構文である。放任使役文とは、“让”を使って Y が動作・行為(P)を遂行することを X が許容・放任するという事態を述べる構文である。「誘発使役文」とは、“使”を用いて非意図的な変化や状態を表す非対格動詞や形容詞を P に用いる。「執行使役文」とは、“把”を用いて動作主かつ使役者である X の視点から事態を捉え、「X が動作 V の遂行によって Y を R の状況にナラセル」という意味を表す構文であると指摘している。しかしながら、例文 (20) のように、使役動詞“叫”も“让”も両方とも使えるし、どちらでも指示や放任の意味合いを表すことができる。

(20) 妈妈 让・叫 小王 去 买 菜。

(母親 CAUS 王さん 行く 買う 野菜)

「母親は王さんに野菜を買いに行かせようとした」

また、問題点として、使役文に関する研究の流れの中で、主に意味だけに注目してきた先行研究が多く、形式・意味的側面という両方からの記述は、まだ検討する余地がある。本稿では形式と意味の観点から日中語における各使役文の相違点を検討する。

2 日中語の使役文の相違点と分類

2.1 節では、日本語と中国語の使役文の相違点を考察する。2.2 節では、日中語の使役文の分類を明らかにする。

員する」、「叮嘱」「懇ろに言い聞かせる」、「告诉」「告げる」、「介绍」「紹介する」、「命令」「命令する」などがあると指摘している。

⁴ 木村 (2003: 65) により、各構文の主語名詞を X、述語を P、述語が意味する動作・変化あるいは状態の主体を表す非主語名詞を Y とすると主張している。

2.1 日中語の使役文の相違点

本節では日中語の使役文の相違点を考察する。中国語の使役文は、例文 (21) のように、使役者が被使役者に何らかの働きかけを行ったことを表す文である。一方、被使役者が実際に使役者の意図に従って対象に働きかけを行ったかどうかに関しては、例文 (21) のような単文だけでは判断しにくい。例えば、例文 (22) のように完了助詞“了”を付け加えるか、(23) のような複文にするほうが明確になる。すなわち、中国語の“叫”“让”“请”構文は、被使役者の動作の実現が含意されない。

(21) 我 叫・让 小刘 打扫 房间。
 (1SG CAUS 劉さん 掃除する 部屋)
 「私は劉さんに部屋を掃除させようとした」

(22) 我 叫・让 小刘 打扫 了 房间。
 (1SG CAUS 劉さん 掃除する 了1 部屋)
 「私は劉さんに部屋を掃除させた」

(23) 我 叫・让 小刘 打扫 房间 了, 但 他 没有。
 (1SG CAUS 劉さん 掃除する 部屋 了1+2 しかし 3SG NEG)
 「私は劉さんに部屋を掃除させるように言ったのに、彼は掃除しなかった」

(24) * 我 叫・让 小刘 打扫 了 房间, 但 他 没有。
 (1SG CAUS 劉さん 掃除する 了1 部屋 しかし 3SG NEG)
 「私は劉さんに部屋を掃除させたが、彼は掃除しなかった」

具体的にいうと、まず例文 (21) のように、“了 1”も“了 1+2”も入らない場合、被使役者「劉さん」の動作が完了されたかどうかに関しては判断しにくい。一方、例文 (22) のように、“了 1”がV₂の後ろに置かれる場合、被使役者「劉さん」の動作は完了されたことを表す。さらに、例文 (23) のように、“了 1+2”を用いる場合、使役者の動作が完了されたが、被使役者の動作が行われていないことを表す。最後に、例文 (24) の複文において、従属節では使役者も被使役者も両方とも動作が完了されたと示す。が、主節の“但他没有”「彼は掃除しなかった」と矛盾するため、文が成立しない。

これに対して、日本語の使役文では、もし被使役者が使役者の意図に従ったまま、動作を完了させた場合、例文 (25) のような使役動詞の過去形で表す。また、「母親が娘に働きかけたが、娘はその動作をしなかった」という意味を表すには、例文 (26a) の複文で表現

せず、例文 (26b) の「…させようとした」で表したほうが自然である。さらに、被使役者の動作が完了されていなかった場合、例文 (27)(28) のように、主節に目的を表す従属節「…よう(に)」⁵や「…ため(に)」を加える場合が多い。

(25) 母親が兄に弟を叱らせた。

(26) a. * 母親は娘にピアノを弾かせたが、娘は弾かなかった。

b. 母親は娘にピアノを弾かせようとしたが、娘は弾かなかった。

(27) 母親が兄に弟を叱らせるように言った。

(28) 父親が子どもにしっかり勉強させるために計画を立った。

2.2 日中語の使役文の分類

本節では日中語の使役文の分類を明らかにする。本稿では、青木 (1995) と村木 (1991) の分類に基づき、使役者と被使役者の意志性の強弱によって、使役文を典型的使役文、非強制使役文と周辺の使役文に分ける。

意味的な観点から、典型使役文は、例文 (29) のように、被使役者より使役者のほうは意志性が強いというタイプである。主に使役者が自身の目的を達成するために、被使役者に命じて動作をさせることを表す文である。中間使役文は、例文 (30) のように、使役者より被使役者のほうは意志性が強いというタイプである。そして、周辺の使役文には責任使役文、原因使役文と再帰使役文という 3 種類がある。責任使役文は、例文 (31) のように、使役者も被使役者も両方とも意志性を欠く文である。原因使役文は、例文 (32) のように、何らかの原因は被使役者の感情や思考を引き起こす文である。再帰使役文は、例文 (33) のように、被使役者の意志性を欠く文であり、被使役者は使役者の一部分である。

形式的には、典型的使役文、非強制使役文、責任使役文や再帰使役文は非使役文の主語であるものが主語でなくなり、新しい出来事の参加者は主語となる文である。が、原因使役文は特殊で、非使役文の目的語が原因使役文の主語になり、非使役文の主語は原因使役文の目的語になる。

(29) 私は嫌がる子供を無理やり学校に行かせた。

(30) 私は遊びたがる子供にゲームをさせる。

(31) 彼は戦争で息子を死なせている。

(32) 単身赴任のことが田中を悩ませている。

(33) 鈴木は頭を悩ませている。

⁵ 柴谷 (1978: 83-84) によれば、「…ように言う」を「勧告間接話法表現」と呼ぶ。

3 日中語の非強制使役文の相違点

日本語の非強制使役文は、使役者の意図性より被使役者の意志性が強く、例文 (34b) のように、被使役者が望むことに対して使役者の許可の意味を表す文である。

- (34) a. 子供が好きな食べ物を選ぶ。
b. 私は子どもに好きな食べ物を選ばせる。

また、日本語の非強制使役文は例文 (35)(36) のような放任の意味を表す場合もある。日本語記述文法研究会 (2009: 265-266) では、「使役者は事態の成立のために積極的な働きかけを行わず、被使役者の意志にまかせたというニュアンスがある」と指摘し、「使役の動詞に「ておく」をつけると、放任の意味を明確に示すことができる(…中略)その事態の発生・実行が使役者の関与によるものではない点がほかの使役文と異なる」と述べている。

- (35) 疲れているようだったので、そのまま眠らせておいた。
(グループ・ジャマシイ 2001: 170)
(36) 言いたいのなら言わせておこう。
(日本語記述文法研究会 2009: 266)

これに対し、中国語の非強制使役文“让”構文も“叫”構文も両方とも許容や放任の意味合いを含める。

- (37) a. 我 要 想一想。
(1SG …したい ちょっと考える)
「ちょっと考えたいです」
b. 妈妈 让・叫 我 想一想。
(母 CAUS 1SG ちょっと考える)
「母が私にちょっと考えさせようとした」

しかしながら、例文 (38) について典型的使役文になるか非強制使役文になるかという2つの解釈がある。まず、典型的使役文の場合では、「田中が鈴木に命じて田中のひげを剃らせる」と「田中が鈴木に命じて鈴木ひげを剃らせる」という2つの意味になる。そして、非強制使役文になる場合は、「鈴木は鈴木ひげを剃りたがったが、田中はそうさせた」と「鈴木は田中のひげを剃りたがったが、田中はそうさせた」の2つの解釈がある。

(38) 田中が鈴木にひげを剃らせる。

これに対し、中国語の場合は単文の例文 (39a) のように、典型的使役文であるか非強制使役文であるか判断しにくい。例文 (39b) の複文になると、非強制使役文の「許容」の意味が出てくる。なお、例文 (39a) は「王さんが李さんに命じて李さんのひげを剃らせる」の解釈しかならない。「王さんが李さんに命じて王さんのひげを剃らせる」という解釈になる場合、例文 (39c) のように、“給他”「彼に/彼のために」を付けなければならない。

(39) a. 小王 让・叫 小李 刮 胡子。

(王さん CAUS 李さん 剃る ひげ)

「王さんが李さんにひげを剃らせようとした」

b. 小李 想 刮 胡子, 小王 让・叫 他 刮了 胡子。

(李さん …したい 剃る ひげ 王さん CAUS 3SG 剃る 了1 ひげ)

「李さんはひげを剃りたがったので、王さんは彼に剃らせるように言った」

c. 小王 让・叫 小李 给 他 刮 胡子。

(王さん CAUS 李さん PREP 3SG 剃る ひげ)

「王さんは李さんに王さんのひげを剃らせようとした」

なお、日本語の非強制使役文は、例文 (40)(41)(42) のように、動作対象が無情物の場合にも成立し、物の状態変化を引き起こす文である。特に、料理の場面でもよく使われる。これに対し、中国語は、非強制使役文を用いず、例文 (43) の非使役文で表す場合もあり、例文 (44) の“使”構文で表現する場合もある。さらに、例文 (45) のような料理の場面では、“使・让・令”構文で表す場合が多い。

(40) 冷蔵庫に入れておいたトマトを腐らせてしまった。 (庵他 2001: 127 例文(9))

(41) ここでゼラチンを加え、しばらく冷蔵庫に入れて固まらせます。

(庵他 2001: 127 例文(10))

(42) 甘酢は塩をきかせ、ひと煮立ちさせて冷まします。

(『酢のものあえものおひたしサラダ』)

(43) 放在 冰箱 里 的 西红柿 烂 了。
(置く-ある 冷蔵庫 中 GEN トマト 腐る 了 1+2)
「冷蔵庫に入れておいたトマトを腐ってしまった」

(44) 在 这里 加入 明胶,
(PREP ここ 加える-入れる ゼラチン

放入 冰箱 一 段 时间 使 其 凝固。
置く-入れる 冷蔵庫 一 CL 時間 CAUS 指示詞 固まる)
「ここでゼラチンを加え、しばらく冷蔵庫に入れて固まらせる」

(45) 甜醋 使・让・令・*叫 盐 的 口感 更加 明显, 煮沸 后 冷却。
(甘酢 CAUS 塩 GEN 食感 さらに 利く 煮立つ …た後 冷ます)
「甘酢は塩をかかせ、ひと煮立ちさせて冷まします」

次に、副詞的な成分のかかりかたに関して、日本語の非強制使役文では、例文 (46) の副詞的成分「一所懸命」には2つの解釈がある。1つは、使役者「お母さん」の動作を修飾するということであり、もう1つは、被使役者「息子」の動作を修飾するということである。一方、中国語の非強制使役文は、例文 (47) のように、“拼命地”「一所懸命」を被使役者“儿子”「息子」の後ろにつくと、被使役者の動作のみを修飾する。例文 (48) の“拼命地”「一所懸命」は使役者“妈妈”「お母さん」の後ろにつき、使役者の動作を修飾する。

(46) お母さんは息子を一所懸命勉強させた⁶。

(47) 妈妈 让 儿子 拼命 地 学习。
(お母さん CAUS 息子 一所懸命 PTCL 勉強する)
「お母さんは息子を一所懸命勉強させた」

⁶ 「お母さんは息子を一所懸命勉強させた」という用例は江畑冬生先生のご指摘によるものである。また、柴谷 (1978: 123) によれば、「太郎は次郎に乱暴に本を読ませた」という文には「太郎が乱暴な振舞をして、次郎に本を読ませた」と「太郎は次郎が乱暴に本を読むようにし向けた」という二つ通りの意味を表している。

- (48) 妈妈 拼命 地 让 儿子 学习。
 (お母さん 一所懸命 PTCL CAUS 息子 勉強する)
 「お母さんは一所懸命息子を勉強させた」

そして、場所を表す副詞的な成分に関して、柴谷 (1978: 125) では、例文 (49a) は「太郎も次郎も両者とも神田にいて、そこで太郎が次郎に本を買わせたという意味と、太郎は家かどこかに居て、次郎に神田へ行って本を買うよう言ってきたかさせたという二つの意味解釈が可能である」と述べ、しかし、例文 (49b) では「二番目のような解釈はできない。つまり、太郎も次郎も両者とも神田に居たという意味しかない」と述べている。これに対し、中国語の非強制使役文は例文 (50a) のように、王さんも張さんも両者とも神戸にいて、そこで王さんが張さんに本を買わせたという意味と、王さんは家かどこかにいて、張さんに神戸へ行って本を買うよう言ってきたかさせたという二つの意味解釈が可能である。例文 (50b) は王さんも張さんも両者とも神戸に居たという意味しかない。

- (49) a. 太郎は次郎に神田で本を買わせた。 (柴谷 1978: 124 例文(142 ア))
 b. 太郎は次郎に神田で本を売った。 (柴谷 1978: 124 例文(142 イ))

- (50) a. 小王 让 小张 在 神戸 买 了 一 本 书。
 (王さん CAUS 張さん で 神戸 買う 了 1 一 CL 本)
 「王さんは張さんに神戸で一冊の本を買わせた」
- b. 小王 在 神戸 卖给 小张 一 本 书。
 (王さん で 神戸 売る-与える 張さん 一 CL 本)
 「王さんは張さんに神戸で一冊の本を売った」

また、時間を表す副詞的な成分に関して、柴谷 (1978: 125) では、例文 (51a) は「母親が宿題をさせたのも八時で、次郎が宿題をしたのも八時であったという解釈と、母親が八時以前、例えば六時に次郎に八時に宿題をするようし向けたという解釈が成り立つ」と主張する一方で、例文 (51b) では「母親がおやつを与えたのも子供がおやつをもらったのも両方三時であるという解釈しか可能ではない」と述べている。即ち、使役者の動作はある時点もその時点の前にも済ませるという 2 つの場合がある。これに対し、中国語の非強制使役文は、例文 (52a) のように、母親が八時以前、太郎に八時から宿題をするようし向けたという解釈しかない。なお、例文 (52b) のように、母親が八時以前、例えば六時に太郎に八時に宿題をするようし向けたという解釈しか成り立たなく、母親が宿題を

させたのも八時で、太郎が宿題をしたのも八時であったという解釈にならない。つまり、使役者の動作はある時間点前に済ませるという解釈しかない。

(51) a. 母親は次郎に八時に宿題をさせた。 (柴谷 1978: 124 例文(143 ア))

b. 母親は次郎に三時におやつをやった。 (柴谷 1978: 125 例文(143 イ))

(52) a. 妈妈 让 太郎 八点 写 作业。

(母親 CAUS 太郎 八時 書く 宿題)

「母親は次郎に八時から宿題をさせるように言った」

b. 妈妈 让 太郎 在 八点 前 写完 作业。

(母親 CAUS 太郎 で 八時 前 書く-終わる 宿題)

「母親は太郎を八時までに宿題をさせたように言った」

最後に、日本語の非強制使役文において、動作主が一人称の場合、庵 (2012: 110) によれば、例文 (53a) は不自然である。この意味を表すために (53b)(53c) のようにいう必要があり、(54) の階層で左のものが動作主で右のものが使役者であると指摘している。これに対し、中国語の非強制使役文は、例文 (55) のように、動作主が一人称であっても成り立つ。

(53) a.? 田中さんは私を海外旅行に行かせた。 (庵 2012: 110 例文 (54))

b. 田中さんは私を海外旅行に行かせてくれた。 (庵 2012: 110 例文 (55a))

c. 私は田中さんに海外旅行に行かせてもらった。 (庵 2012: 110 例文 (55b))

(54) 私(話し手)>私(話し手)の親族・知人>第三者>もの

(55) 田中 让 我 去 旅游。

(田中 CAUS 1SG 行く 旅行)

「田中さんは私を海外旅行に行かせてくれた」

本節の内容を[表 1]でまとめる。[表 1]は日中語の非強制使役文の相違点を示すものである。

[表 1] 日中語の非強制使役文の相違点

	日本語の非強制使役文	中国語の非強制使役文
「A が B にひげを 剃らせる」	典型的使役文であるか非強制使役文であるか判断しにくい場合がある	「A が B に命じて B のひげを剃らせる」しかならず、A のひげになる場合“給 A”「A に/彼のために」を付ける
	A のひげか B のひげかという 2 つの解釈がある	
動作対象が無情物の場合	被使役者の状態変化を引き起こす	非強制使役文を用いず、非使役文或いは“使”構文で表現する
副詞的な成分のかかわりかた	被使役者の後ろにつく場合、使役者或いは被使役者の動作を修飾する	被使役者の後ろにつくと、被使役者の動作のみを修飾する
場所を表す副詞的な成分	2 つの解釈になる	
時間を表す副詞的な成分	使役者の動作はある時点もその時点の前にも済ませるという 2 つの場合がある	使役者の動作はある時点前に済ませるという解釈しかない
動作主が一人称である場合	不自然であり、「私(話し手)>私(話し手)の親族・知人>第三者>もの」の階層で左のものが動作主で右のものが使役者である	動作主が一人称であっても成り立つ

4 日中語の周縁的使役文の相違点

日本語の周縁的使役文には責任使役文、原因使役文や再帰使役文という 3 つのタイプがある。

第 1 に、例文 (56b) のように、形式的に (56a) の非使役文の主語は使役文の主語でなくなり、(56a) にはなかった「彼」と「その老人」が「息子が死ぬ」「妻が死ぬ」ことに主語の位置に立つ。このように、使役者と被使役者がともに意志性が欠く場合、使役文の形式をするが、使役者は何も被使役者に働きかけや許可を与えない。ただ起こっていた出来事を止められなかった責任感を表している。このような例文 (56b) の周縁的使役文を責任使役文と呼ぶ。また、責任使役文を使うと「息子が死ぬ」ということを止めるために働きかけをしなかったという気持ちが表される。

(56) a. 妻が事故で死んだ。

b. その老人は妻を事故で死なせたことで悩んでいる。 (庵他 2000: 301 (14))

日本語の責任使役文を対照し、例文 (57a) のように、中国語の“让”“叫”構文は使役者「彼」が被使役者「妻」に対して働きかけて、被使役者「妻」の側で出来事が起こる。すなわち、例文 (57a) には「彼はわざと事故を起こして、妻をなくなった」という意味合いが含まれる。さらに、例文 (57b) のような複文は日本語の責任使役文に対応できるが、主節「(彼は)毎日悔やんでいる」がないと、使役者は事態発生に責任の一部分を感じることを表現できない。一方、例文 (57c) の非使役文は情報不足で、「妻が死んだ」という事態に対して使役者「彼」が後悔の気持ちを表せない。

(57) a. 他 让・叫・*请・*使・*令 老婆 在 交通事故 中 死 了。
 (3SG CAUS 妻 PREP 交通事故 中 死ぬ 了 1+2)
 (意味:(彼の原因で)妻が交通事故で亡くなった)

b. 因为 老婆 在 交通事故 中 死 了 , 他 每天 非常 懊悔。
 (…のために 妻 PREP 交通事故 中 死ぬ 了 1+2 3SG 毎日 非常に 悔やむ)
 「彼は妻を交通事故で死なせてしまったため、毎日非常に悔やんでいる」

c. 他 的 老婆 在 交通事故 中 死 了。
 (3SG GEN 妻 PREP 交通事故 中 死ぬ 了 1+2)
 「彼の妻は交通事故で亡くなった」

第2に、例文 (58) のように、「感情動詞」⁷が現れる周辺の使役文において、非使役文の目的語が使役文の原因⁸となり、被使役者の感情や思考を引き起こす。なお、述語動詞の意図性が低い。このような周辺の使役文を原因使役文と呼ぶ。形式的に、日本語の非使役文は原因使役文になる際に、(58a) の非使役文の目的語「ローマの休日」が原因使役文の主語になる。そして、非使役文で主語であった「鈴木」が主語出なくなる。すなわち、原因使役文は事態の参加者の数が変わらず、ただ非使役文の主語は原因使役文の目的語になるだけである。さらに、原因使役文は、使役者(人間ではなく、物事である)が被使役者に働

⁷ 本稿は工藤 (1995: 76-77) を参考に、例文「悩む」「感動する」「喜ぶ」といった動詞を「感情動詞」と呼ぶ。

⁸ 村木 (1991: 181-182) では、一方の関与者は意志をもって行為者ではなく、経験者とよばれることのある非行為者であり、他方の関与者は精神活動を誘発するものごとあるいは原因となるものごとであると述べている。

きかけをして、被使役者が動きや変化を受けることを表す文である。

(58) a. 鈴木は『ローマの休日』にすごく感動した。

b. 『ローマの休日』は鈴木をすごく感動させた。

これに対し、中国語の“使”構文に関して、丸尾 (2010: 158) では、「“使”は主に書き言葉で用いられるもので、“叫、让”のように動作・行為をさせるのではなく、ある結果や状態をもたらす(引き起こす)意味を表す場合に多く用いられます」と述べている。また、三宅 (2012: 182) では、「“叫”などは典型的には人から人へ働きかける関係を言語化したものですが、“使”は、ある出来事が原因となって、別の出来事を引き起こしたという因果関係を、その2つの出来事の関係としてそのまま言語化する動詞です」と指摘している。例えば、例文 (59) のV₁“使”は、「がっかりした」という結果や状態を引き起こす場合で用いられる。

(59) 那 件 事 使 我 很 失望。

(DEM CL 件 CAUS 1SG すごく がっかりする)

「あの件にはすごくがっかりした」

そして、中国語の原因使役文は、非意志的な述語動詞「笑う、怒る、泣く」が現れる際に、例文 (61)(63) のように、“把”構文で表す場合もあり、非使役文で表す場合もある。特に、“逗笑”「からかって笑わせる」、「惹怒」「引き起こして怒らせる」のような結果補語を伴う場合が多い。

(60) 彼女は面白くて、よくみんなを笑わせる。

(61) 她 很 有趣， 经常 把 大家 逗笑。

(3SG とても 面白い よく PREP みんな からかう-笑う)

「彼女は面白くて、よくみんなを笑わせる」

(62) 彼は家に帰らなかったため、母を怒らせてしまった。

(63) 因为 他 没 回家， 所以 把 母亲 惹怒 了⁹。

(…のために 3SG NEG 帰る 家 だから PREP 母親 引き起こす-怒る 了1+2)

「彼は家に帰らなかったため、母を怒らせてしまった」

⁹ ここで、“因为他没回家，所以让母亲生气了”「彼は家に帰らなかったため、母を怒らせてしまった」という“让”構文でも表現できる。

そして、日本語の原因使役文において被使役者は一人称の場合、例文 (64a)(65a) のように、やや不自然と感じられる。一方、中国語の場合は、例文 (64b)(65b) のように成り立つ。

(64) a. ? ゴーン元会長逃亡事件が私を驚かせた。

- b. 戈恩 董事长 的 逃亡事件 使 我 震惊。
 (ゴーン 会長 GEN 逃亡事件 CAUS 1SG 驚く)
 (意味: ゴーン元会長逃亡事件が私を驚かせた)

(65) a. ? 彼女の無愛想な態度が私をがっかりさせた。

- b. 她 冷淡 的 态度 使 我 失望。
 (3SG 無愛想 GEN 態度 CAUS 1SG がっかりする)
 (意味: 彼女の無愛想な態度が私をがっかりさせた)

さらに、例文 (66)(67) のように、被使役者が「大衆、世間」といった「総称」の場合、日本語の原因使役文は成立するのに対し、例文 (66b) の“使”構文も書き言葉で用いられる“令人…”¹⁰というかたちも成り立つ。なお、例文 (66c) の非使役文を用いることもある。

(66) a. ゴーン元会長逃亡事件は世間を驚かせた。

- b. 戈恩 董事长 的 逃亡事件 使/令 世人 感到 震惊。
 (ゴーン 会長 GEN 逃亡事件 CAUS 世間 感じる 驚く)
 「ゴーン元会長逃亡事件は世間を驚かせた」
 c. 他 的 遗产 震惊 了 世人。
 (3SG GEN 遺産 驚く 了 1 世間)
 「彼の遺産は世間を驚かせた」

(67) a. この映画は大衆を喜ばせた。

- b. 这 部 电影 取悦 了 公众。
 (DEM CL 映画 喜ぶ 了 1 大衆)
 「この映画は大衆を喜ばせた」

¹⁰ 中国語の“令”「させる/せしめる」は語彙的使役の意味を表している。例えば、“令人满意”「満足させる」、「令人尴尬」「困惑した顔つきをさせる」、「令人失望」「失望させる」などがある。

第 3 に、例文 (68)-(70) のような再帰的な表現を含むものもあり、このような周辺の使役文を再帰使役文と呼ぶ。再帰使役文では使役者が有情物で、被使役者は使役者の体の一部分である。一方、中国語の場合は、例文 (71a)(72a) の使役文のように成立せず、(b) の非使役文で表現したほうが自然である。

(68) 鈴木は頭を悩ませている。

(69) 彼女は顔をほころばせた。

(70) わたしたちは寒さに身をこわばらせた。

(71) a. * 他 让 脑袋 烦恼。

(3SG CAUS 頭 悩む)

(意味:彼は頭を悩ませている)

b. 他 很 烦恼。

(3SG とても 悩む)

「彼はとても悩んでいる」

(72) a. * 她 让 脸 笑了。

(3SG CAUS 顔 笑う 了 1+2)

(意味: 彼女は顔をほころばせた)

b. 她 笑了。

(3SG 笑う 了 1+2)

「彼女が笑った」

なお、使役者が無情物であり、被使役者は使役者の一部分の場合、日本語の周辺の使役文は例文 (73)(74) のように成立する。一方、中国語では、例文 (75a)(76a) のように成り立たなく、主に (75b)(76b) の非使役文で表す。

(73) この地方で梅は 2 月中旬に花を咲かせる。

(庵他 2001: 131 例文 (5))

(74) 列車は煙をたなびかせながら走り去っていった。

(庵他 2001: 131 例文 (6))

(75) a. * 这里 梅花 2 月 让 花开。

(ここ 梅 2 月 CAUS 花 咲く)

(意味:ここで梅は 2 月中旬に花を咲かせる)

b. 这里 梅花 2 月 开 花。

(ここ 梅 2 月 咲く 花)

「ここで梅は 2 月中旬に花を咲かせる」

(76) a. * 火车 让 烟雾 弥漫 地 驶向 远方 了。
 (列車 CAUS 煙や霧 立ち込める PTCL …に向けて出航する 遠いところ 了 1+2)
 (意味: 列車は煙をたなびかせながら遠いところに向けて出航していった)

b. 火车 烟雾 弥漫 地 驶向 远方 了。
 (列車 煙や霧 立ち込める PTCL …に向けて出航する 遠いところ 了 1+2)
 「列車は煙をたなびかせながら遠いところに向けて出航していった」

本節の内容を[表 2]でまとめる。[表 2]は日中語の周辺の使役文の相違点を示すものである。

[表 2] 日中語の各周辺の使役文の相違点

	日本語	中国語
責任使役文	使役文の形式をするが、使役者は何も被使役者に働きかけや許可を与えない。ただ起こっていた出来事を止められなかった責任感を表す	複文で表す(主節がないと、使役者は事態発生に責任の一部を感じることが表現できない)
	間接受動文と客観的に同じ出来事を表すが、責任使役文は出来事を止めるために働きかけをしなかったのが表されるのに対し、間接受動文は出来事から迷惑を受けているのが表される	
原因使役文	非使役文の目的語が原因使役文の主語となり、被使役者の感情や思考を引き起こす	“把”構文と非使役文で表し、結果補語を伴う場合が多い
	被使役者が一人称の場合、やや不自然と感じられる	被使役者が一人称の場合には成り立つ
	被使役者が「大衆、世間」といった「総称」の場合は成立する	非使役文、“使”構文、“令人…”の形で表す
再帰使役文	再帰的な表現を含み、使役者は有情物或いは無情物で、被使役者は使役者の一部分である	使役文で表現せず、非使役文で表す

5 まとめ

本稿では使役者と被使役者の意志性によって、日中語の使役文を典型的使役文、非強制使役文と周辺の使役文に分けた。構文レベルにおいて形式的・意味的な観点から、日中両言語の非強制使役文と周辺の使役文の相違点を考察した。

結論として、まず、中国語の使役文は、被使役者の動作の実現が含意されないのに対して、日本語の使役文では含意される。そして、日中語の使役文において一番大きな違いが出るのは、周辺の使役文である。日本語の周辺の使役文に対応する中国語の表現は、主に非使役文であり、即ち日本語の方は用法が広い。さらに、中間使役文「A が B にひげを剃らせる」の相違点に関して、日本語は2つの解釈があるのに対し、中国語は「A が B に命じて B のひげを剃らせる」しかない。A のひげになる場合“給 A”「A に/彼のために」を付ける必要がある。また、時間を表す副詞的な成分に関しては、日本語の非強制使役文において使役者の動作はある時点もその時点の前にも済ませるという2つの場合がある。中国語では使役者の動作がある時点の前に済ませるという解釈しかない。

出典

本稿において使用されている例文の中では、出典が明示されていない例文は筆者の作例である。コーパス資料として、次の1つを用いた。

BCCWJ 『現代日本語書き言葉均衡コーパス』

略語

CAUS:使役動詞“叫”“让”“请”“使(得)”“令”、CL:助数詞、DEM:指示詞、GEN:構造助詞“的”「の」、NEG:否定、PREP:前置詞、PTCL:助詞、V:述語動詞、SG:単数、PL:複数、了1:動詞の後に置き、動作行為の完成或いは実現を表す、了2:事柄の完成や新しい事態の発生を確認する働きをする、了1+2:“了1”と“了2”の役割を兼ね備えた働き、ある動作Vを行った状態に今なっているというような状況を表す

参考文献

- 青木 伶子 (1995) 「使役一自動詞・他動詞との関わりにおいて一」須賀 一好・早津 恵美子 (編) 『日本語研究資料集 第1期第8巻 動詞の自他』ひつじ書房.108-121.
- 庵 功雄・高梨 信乃・中西 久実子・山田 敏弘 (2000) 『初級を教える人のための日本語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク.
- 庵 功雄・高梨 信乃・中西 久実子・山田 敏弘 (2001) 『中上級を教える人のための日本

- 語文法ハンドブック』スリーエーネットワーク.
- 庵 功雄 (2012) 『新しい日本語学入門 ことばのしくみを考える 第2版』スリーエーネットワーク.
- 木村 英樹 (2003) 「中国語のヴォイス」『言語』第32巻 第4号. 64-75.
- 木村 英樹 (2012) 『中国語文法の意味とカタチ—「虚」的意味の形態化と構造化に関する研究』白帝社.
- 工藤 真由美 (1995) 『アスペクト・テンス体系とテキスト—現代日本語の時間の表現—』ひつじ書房.
- グループ・ジャマシイ (2001) 『中文版日本語句型辞典—日本語文型辞典 中国語訳簡体字版』(徐一平他(訳))くろしお出版.
- 柴谷 方良 (1978) 『日本語の分析』大修館.
- 蕭 橘 (2010) 『中国語表現の仕組み』中国書店.
- 日本語記述文法研究会 (編) (2009) 『現代日本語文法2 第3部 格と構文 第4部 ヴォイス』くろしお出版.
- 早津 恵美子 (2015) 「日本語の使役文の文法的な意味—「つかいだて」と「みちびき」—」『言語研究』第148巻.143-174.
- 丸尾 誠 (2010) 『基礎から発展まで よくわかる中国語文法』アスク出版.
- 三宅 登之 (2012) 『中級中国語 読みとく文法』白水社.
- 村木 新次郎 (1991) 『日本語動詞の諸相』ひつじ書房.
- 鷲尾龍一・三原健一 (1997) 『日英語比較選書7 ヴォイスとアスペクト』研究社出版.